## 総務委員会議案説明資料

## 令和3年2月24日

件	名	真
1	第37号議案	足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・2
2	第38号議案	足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例・・・5

(総務部)

## 第37号議案説明資料

令和3年2月24日

件 名	足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例				
所管部課名	総務部 総務課				
内容	令和3年1月27日に開催された足立区特別職議員報酬等審議会の答申に基づき、足立区議会議員の期末手当の支給月数を改定する。  1 期末手当の改定(第8条第2項関係) 支給月数の引き下げ 3.80月→3.75月(-0.05月) (1)令和2年度 3月に支給する期末手当 0.25月→0.20月 (2)令和3年度以降 3月に支給する期末手当 1.75月→1.725月 12月に支給する期末手当 1.80月→1.775月  <参考>				
今後の方針					

改正前	第1条による改正後
第1条~第7条 (省略)	第1条~第7条 (省略)
(期末手当)	(期末手当)
第8条 (省略)	第8条 (省略)
2 期末手当の額は、それぞれ基準日(前項後段に規定する場合にあっては、	2 期末手当の額は、それぞれ基準日(前項後段に規定する場合にあっては、
離職又は死亡の日)現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月	離職又は死亡の日)現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月
額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合において	額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合において
は100分の25、6月に支給する場合においては100分の175、12月に支給する	は <u>100分の20</u> 、6月に支給する場合においては100分の175、12月に支給する
場合においては100分の180を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準	場合においては100分の180を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準
日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間	日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間
の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
3~4 (省略)	3~4 (省略)
別表 (省略)	別表 (省略)

改正前 (第1条による改正後)	第2条による改正後
第1条~第7条 (省略)	第1条~第7条 (省略)
(期末手当)	(期末手当)
第8条 (省略)	第8条 (省略)
2 期末手当の額は、それぞれ基準日(前項後段に規定する場合にあっては、	2 期末手当の額は、それぞれ基準日(前項後段に規定する場合にあっては、
離職又は死亡の日)現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月	離職又は死亡の日)現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月
額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合において	額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合において
は <u>100分の20</u> 、6月に支給する場合においては <u>100分の175</u> 、12月に支給する	は <u>100分の25</u> 、6月に支給する場合においては <u>100分の172.5</u> 、12月に支給す
場合においては100分の180を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準	る場合においては <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基
日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間	準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期
の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
3~4 (省略)	3~4 (省略)
	付 則(令和 年 月 日条例第 号)
	この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1
	日から施行する。
別表 (省略)	別表 (省略)

## 第38号議案説明資料

令和3年2月24日

件 名	足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例					
所管部課名	総務部 総務課					
	特別職議員報酬 <sup>領</sup> 改定する。	等審議会の答申に基				
	支給月数の引き下げ	9月 → 3.14	4月 (-0.05月)			
		<ul><li>(1) 令和2年度</li><li>3月に支給する期末手当</li><li>(2) 令和3年度以降</li></ul>				
	3月に支給する期末手当 0.20月 → 0.25月					
	6月に支給する期末手当 1.47月 → 1.445月 12月に支給する期末手当 1.47月 → 1.445月					
	<参考>					
内 容		3月	6月	12月		
	現行	0.25月	1.47月	1. 47月		
	令和2年度	0.20月	1.47月	1. 47月		
	令和3年度以降	0.25月	1. 445月	1. 445月		
	<ul> <li>2 施行年月日         <ul> <li>(1)令和2年度に支給する期末手当の改定…公布の日より施行する</li> <li>(2)令和3年度以降に支給する期末手当の改定…令和3年4月1日</li> </ul> </li> <li>3 新旧対照表         <ul> <li>別紙のとおり</li> </ul> </li> </ul>					
今後の方針						

改正前	第1条による改正後
(その他の給与) 第4条1~2(省略) 3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支 給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合において は100分の147を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例によ る支給割合を乗じて得た額とする。 (1) 基準日(給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。)におけ る給料月額に地域手当の月額を加えた額 (2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額 (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額	(その他の給与) 第4条1~2 (省略) 3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支 給する場合においては100分の20、6月及び12月に支給する場合において は100分の147を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例によ る支給割合を乗じて得た額とする。 (1) 基準日(給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。)におけ る給料月額に地域手当の月額を加えた額 (2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額 (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額 4~5 (省略)

改正前(第1条による改正後)	第2条による改正後
(その他の給与)	(その他の給与)
第4条1~2(省略)	第4条1~2(省略)
3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支	3 第1項の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月に支
給する場合においては <u>100分の20</u> 、6月及び12月に支給する場合において	給する場合においては <u>100分の25</u> 、6月及び12月に支給する場合において
は <u>100分の147</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例によ	は100分の144.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例に
る支給割合を乗じて得た額とする。	よる支給割合を乗じて得た額とする。
(1) 基準日(給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。)におけ	(1) 基準日(給与条例第29条第1項に規定する基準日をいう。)におけ
る給料月額に地域手当の月額を加えた額	る給料月額に地域手当の月額を加えた額
(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額	(2) 前号の額に100分の20を乗じて得た額
(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額	(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額
	付 則(令和 年 月 日条例第 号)
	10 月 (〒和 午 月 日来内第 号)    この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1
	日から施行する。